

相続専用定期預金

(2023年12月1日現在)

1. 商品名と概要	相続専用定期預金 相続人さま専用の単利型定期預金です。お預け入れ期間は1年で、自動継続後は、お預け入れ金額に応じて満期経過時点のスーパー定期（単利型）または自由金利型定期預金（大口定期）の店頭表示金利（預入期間1年）が適用されます。								
2. ご利用いただける方	金融機関（当金庫以外を含む）での相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金をお預け入れいただく個人のお客さま ＊被相続人さまが東海ろうきんでお取引されていなかった場合もご利用いただけます。その場合、お預け入れの際に以下の書類をご提出いただきます。 ① ご本人確認書類 ② お預け入れされる方が相続人であることを確認できる書類 (例)・戸籍謄本の写し ・遺産分割協議書の写し ・他金融機関に提出した依頼書等の写し ・遺言書（公正証書遺言または直筆証書遺言で検認済みのもの）の写し ③ 他金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (例)・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ＊「相続手続き完了」は「被相続人名義の預金口座が解約または相続人名義に変更された日」とします。								
3. 預金種類	スーパー定期（単利型）、自由金利型定期預金（大口定期）								
4. 期間	お預け入れ日から1年が経過した応当日を満期日として指定します。 ＊満期時は、お預け入れ時のご指定により、自動継続（元金継続または元利金継続）、自動解約（証書口を除きます）のお取り扱いができます。								
5. お預け入れ方法	<table border="1"><tr><td>(1) お預け入れ方法</td><td>一括してお預け入れいただきます。</td></tr><tr><td>(2) お預け入れ金額</td><td>1円以上1,000万円未満・・・スーパー定期（単利型） 1,000万円以上・・・自由金利型定期預金（大口定期）</td></tr><tr><td>(3) お預け入れ単位</td><td>1円単位</td></tr><tr><td>(4) お預け入れ対象資金</td><td>・相続金 ・当金庫にお預け入れいただいている預金 ・他金融機関からお預け替えいただく資金</td></tr></table>	(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。	(2) お預け入れ金額	1円以上1,000万円未満・・・スーパー定期（単利型） 1,000万円以上・・・自由金利型定期預金（大口定期）	(3) お預け入れ単位	1円単位	(4) お預け入れ対象資金	・相続金 ・当金庫にお預け入れいただいている預金 ・他金融機関からお預け替えいただく資金
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。								
(2) お預け入れ金額	1円以上1,000万円未満・・・スーパー定期（単利型） 1,000万円以上・・・自由金利型定期預金（大口定期）								
(3) お預け入れ単位	1円単位								
(4) お預け入れ対象資金	・相続金 ・当金庫にお預け入れいただいている預金 ・他金融機関からお預け替えいただく資金								

6. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。 自動解約のお取扱いの場合は、満期日に自動的に解約し、あらかじめご指定いただいた普通預金口座に入金いたします。
7. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> お預け入れいただいた金額に応じて、お預け入れ時のスーパー定期（単利型）または自由金利型定期預金（大口定期）の店頭表示金利（期間1年）に、「上乗せ金利」（十年0.20%）を加えた金利を満期日まで適用します。 満期経過後は、上記金利とは異なり、満期経過時点のお預け入れ金額に応じた店頭表示金利が適用され、「上乗せ金利」は適用されません。 「上乗せ金利」は、金利情勢により変更・中止する場合があります。
(2) 利払い方法	満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。
8. 税金	<ul style="list-style-type: none"> 20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） <p>*復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>*マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は、非課税となります。</p>
9. 手数料	-----
10. 付加できる特約条項	
(1) 当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうち、いずれか少ない金額とします。 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には、定期預金利率の低い方から適用されます。

11. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>・満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <p>① 中途解約日までの預入期間が6か月未満 中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</p> <p>② 中途解約日までの預入期間が6か月以上1年未満 約定利率×50%</p>
12. 預金保険制度	この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内（預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。
13. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただくな、窓口にお問い合わせください。
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】</p> <p>フリーダイヤル：0120-226616</p> <p>（受付時間 平日 午前9時～午後5時）</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくな、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/</p>
15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくなとも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターまたはろう</p>

	<p>きん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】</p> <p>フリーダイヤル：0120-177288</p> <p>(受付時間 平日 午前9時～午後5時)</p>
16. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・他の金利上乗せ定期預金との重複適用はできません。 ・一部払い戻しはお取り扱いできません。 ・ろうきんダイレクト（インターネットバンキング）での、お預け入れ、払い戻しはできません。 ・ATMでのお預け入れはできません。払い戻し（解約）は総合口座通帳に限り可能です。（但し、元利金払い戻し先の総合口座普通預金キャッシュカードが必要です。）

東海労働金庫